

北海道告示第10129号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和3年2月2日

北海道知事 鈴木 直道

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者		登録有効期限
					名称	住所	
北海道第2784号	生石灰	80.0生石灰	アルカリ分 80.0	該当なし	北海道石灰化工株式会社	苫小牧市表町3丁目2番12号	令和9.2.19